

糸島市立前原南小学校

いじめ防止基本方針

【令和3年度 改訂版】



令和3年4月

基本的な考え方

本基本方針は、平成25年に制定（28年改訂）された「いじめ防止対策推進法」に基づく、国及び福岡県、糸島市の基本方針に則り策定するものである。国や県、市の基本方針に示された「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大に危険を生じさせるものである。」という認識に立ち、いじめ撲滅のために、「いじめを見逃さない、許さない」「いじめのない学校をつくる」決意のもと取組を強化するものとする。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる等の日常の児童間に起こりうる問題やパソコンや携帯電話等での誹謗中傷などもいじめと認識し、これらの問題を未然に防止し、よりよい人間関係が築けるよう日常指導を強化するものとする。

また、児童自身が、自らの悩みや苦しみを家族や先生をはじめ誰にも訴えることができず、一人で苦悩することがないよう、いじめ及びいじめにつながる言動についてつぶさに把握し、迅速かつ適切な早期解決に努める。

《法におけるいじめの定義》

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

1 いじめ問題に対する組織の設置

(1) 校内いじめ防止委員会

校内に教職員で構成する「いじめ防止委員会」を設置する。

① 委員

いじめ防止委員会は、本校の「みなみの会の生徒指導委員会」を以て充て、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、特別支援学級担任、指導方法工夫改善教員、生徒指導担当等で組織する。

② 委員会の開催

いじめ防止委員会（みなみの会の生徒指導委員会）：月一回（第4火曜日）

③ 委員会の役割

- ・ いじめ問題対策に関する年間計画を作成し、取組の実施、点検・評価、改善を進める。
- ・ 生徒指導部と連携し、いじめ問題に関する職員研修を企画する。
- ・ いじめやいじめにつながる行動について日常的な把握に努める。
- ・ いじめ未然防止対策としての教育活動の実践・点検・評価・改善に努める。
- ・ いじめ等の問題が生じた場合、迅速かつ丁寧に適切な解決を図る。
- ・ 保護者や地域に対して情報の提供に努める。
- ・ いじめに関する重大事態発生の場合、経緯等をいじめ問題対策委員会に報告する。

(2) いじめ問題対策委員会

本校の教職員及び保護者、地域住民の代表者、スクールヘルパー等の外部人材によるいじめ問題対策委員会を設置する。

① 委員

委員は、学校運営協議会委員を以て充てる。また、必要に応じて、スクールサポーター（糸島警察署）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下SC、SSW）の委員会への出席を求める。

② 委員会の開催

年間5回程度の学校運営協議会の内、学期1回をいじめ問題対策委員会として位置づける。

いじめに関する重大事態が発生時に臨時に開催する。

③ 委員会の役割

- ・ 学校のいじめの現状について把握する。
- ・ 学校のいじめ防止に関する取組を検証・評価する（第2回目の学校運営協議会）。
- ・ いじめに関する重大事態の発生の場合、学校からの報告をもとに原因や再発防止策を策定する。

2 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない教育活動の推進

① 日常授業における「個別最適な学び」の充実

- ・ 日常授業におけるICTを活用した「自ら学び解決していく」授業への転換を図る。
- ・ 基礎・基本の定着を図る朝タイム、給食前学習「すくすく」を実施する。

② 学級経営の充実

- ・ 自尊感情を高める指導の充実とともに、児童一人一人の居場所を確保し、豊かな人間関係づくりや自己実現を図る内容を創造する。
- ・ 毎年QUテストを実施し、児童の学級生活満足度や自尊感情の状態を把握し、不満足・非承認群の傾向が強い児童の把握とよりよい人間関係づくりの指導に役立てる。QUを活用した指導の在り方についての研修会を実施する。

③ 道徳教育及びよりよい人間関係を育むための学級活動・学校行事等の充実

- ・ 年間指導計画に基づき、人権の視点をふまえた教科、道徳、特別活動等を実施する。
- ・ 糸島市「人権教育の手引き」、同和教育副読本「かがやき」や人権教育教材「あおぞら」の計画的活用に努める。
- ・ 児童が主体的に行う、いじめ防止のための児童会活動等の活動を実施する。
- ・ 望ましい人間関係づくりのため異学年交流、ピア・サポート等の体験活動を充実させる。

- ④ 前原南小「あすなろ運動」の指導の徹底
 - ・ 規範意識や基本的な生活習慣の確立、安全指導の徹底に努める。
- ⑤ 読書活動の推進と充実
 - ・ 毎週金曜日、読書ボランティア「おはなしのたまご」の会による読み聞かせを実施する。

(2) いじめを生まない組織体制の整備

- ① 学年主任を中心とした学年経営の充実と学年部を中心とした報告・連絡・相談体制の徹底
 - ・ 教科担任制・交換授業等学年教師全体で児童の様子や人間関係を観察する体制づくりを行う。
 - ・ 児童の状況を交流するための学年研修会（木曜日）を実施する。
- ② 子どもを見つめる会の実施
 - ・ 年間6回開催し、特別な配慮を必要とする児童の状況、交友関係等を交流し、具体的な指導の方針について共通理解を図る。
- ③ 「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」「マンツーマン個票」の確実な作成と引き継ぎ
 - ・ 「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」の作成・評価・改善の機会を年3回実施する。
 - ・ 子どもの状況に応じて、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」「マンツーマン個票」を作成し、共通理解及び確実な引き継ぎを行う。
- ④ 相談体制整備
 - ・ 教育相談週間の設定及び相談ポストを設置する。
 - ・ 市相談機関（みなかぜ相談、巡回相談、教育相談室）、SC等、児童や保護者の実態に応じた専門機関との連携を行う。
 - ・ ホットライン24等相談機関の周知、「福岡県児童生徒の悩み相談窓口（LINE）」紹介カードの配付等の各種相談機関を積極的に周知する。

(3) 教職員研修の充実

毎年、いじめ問題にかかる研修会を実施し、早期発見、及び早期対応、早期解決に資するための研修会を実施する。その際には、積極的に専門機関と連携し、専門家を講師招聘するなどに努め、教職員の意識及び指導力の向上に努める。

- ア 生徒指導に関する研修会
- イ QUテストを活用した指導法研修会
- ウ 特別支援教育に関する研修会
- エ 情報モラルに関する研修会 等

(4) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- ① 保護者と連携したソーシャルネットワーキングサービス（SNS）によるいじめへの対応
 - ・ 糸島市校長会及び市P連で作成した3つのルールをもとに親子で考えるSNSとのつきあい方について共有する。

- ・ 学級集会の場を活用して、インターネットに潜む危険性の啓発を進めるとともに、ゲーム・スマホ、アイポット等を使用する時の約束を共有する。
- ・ 保護者と学ぶ規範教育「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止学習会」の実施及び学級集会等の場で、SNSとのつきあい方や使用する時の約束等の啓発を進める。

② 家庭・地域連携

- ・ PTA役員会、校区運営委員会において情報交換の場を確保するとともに、積極的な連携のもといじめ問題に対する取組方針を協議する。
- ・ いじめ防止リーフレットの配付と学校通信・学級通信を通した積極的な情報発信を行う。
- ・ 各学年、地域の教育力を生かした教育活動を積極的に推進し、感染防止対策を講じた上で、ICT等を活用して、多様なゲストティーチャーやボランティア・保護者と交流することで、児童が豊かな生き方を学ぶ環境づくりを行う。

③ 関係機関との連携

- ・ 警察署やスクールソポーター・生徒指導専門員、市子ども課や各種相談機関など日常的な情報交換に努め、緊密な連携関係を保つ。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見

① 日常の子どもの見取りと情報交換

- ・ 日頃から全職員で『クラス全体の様子』と『一人一人の表情や行動等』を観察し共有する。
場面：授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、委員会活動、クラブ活動、登校時等
視点：顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声を掛けたときの反応、
学習用品、身の回りの物、机の落書き、生活ノート 等

② いじめアンケートの実施

〈児童に対して実施：毎月一回〉

- 記名式「いじめ簡易アンケート」（4月、7月、9月、10月、12月、2月、3月）
- 記名式「学校生活アンケート」（5月、1月）
- 無記名式「いじめに特化したアンケート」（6月、11月）

〈保護者に対して実施：年間二回〉

- 記名式「いじめチェックリスト～いじめを見逃さないために～」（6月、11月）

〈いじめチェックリスト及びいじめアンケートの対応方法〉

- ① チェックリスト・アンケート内容を学級担任が把握し必要に応じて聞き取りを実施する。
 - ② 担任はチェックリスト・アンケートを「集約票」に集約し、学年主任に提出する。
 - ③ 学年主任は、学年分のチェックリスト・アンケートを生徒指導担当者に提出し、いじめと疑われる場合は、「いじめ事案」報告用紙に記載する。
 - ④ チェックリスト・アンケート原本と「いじめ事案」報告用紙を教頭、校長に提出し、決裁を受ける。
- ※ 緊急案件については、即座に管理職に報告し、必要に応じて、市教育委員会に報告したり、いじめ防止委員会やいじめ問題対策委員会を開催したりする。

③ 教育相談週間の実施

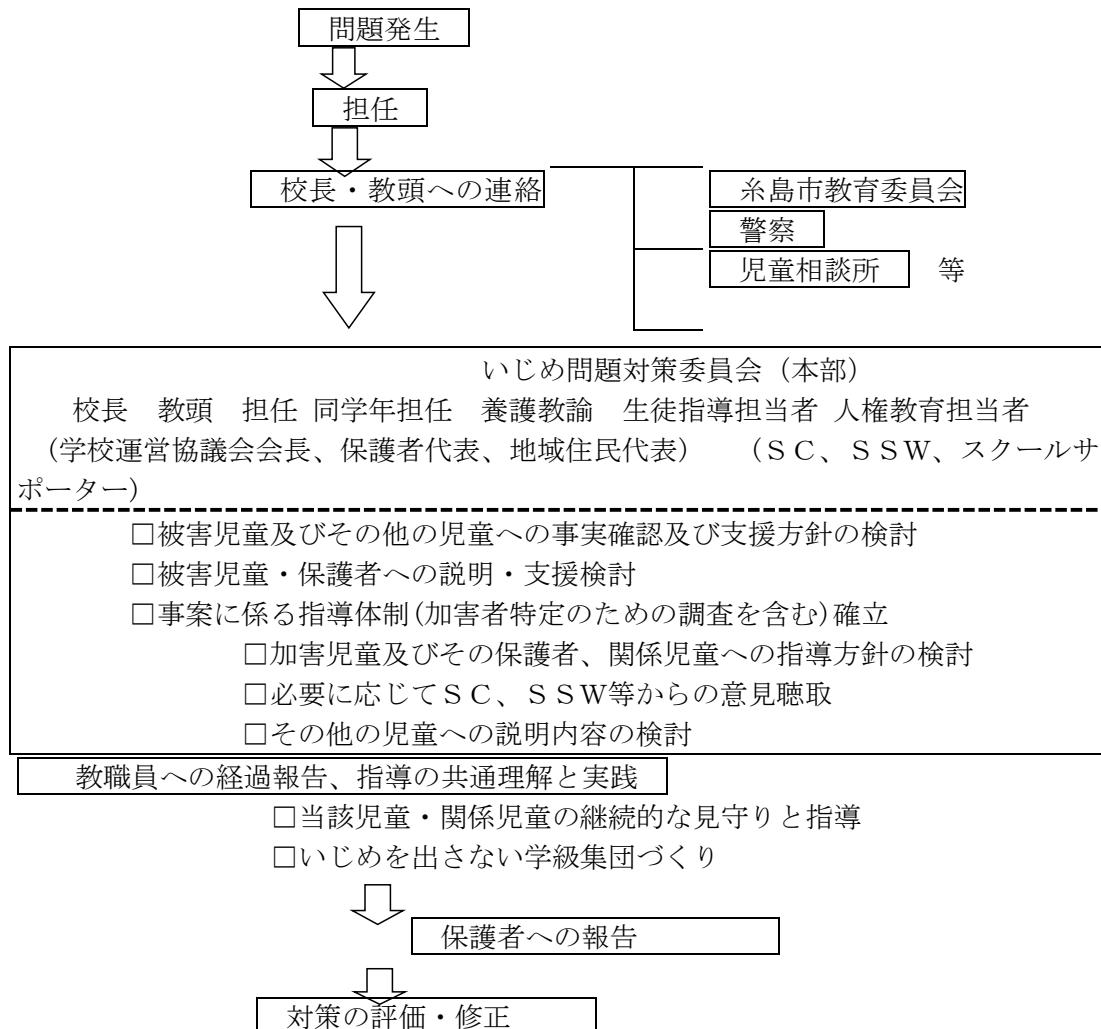
- ・ 年2回の教育相談週間（6月・11月）を実施する。

④ 家庭・地域・関係機関との連携

- ・見守り隊・スクールヘルパー・保護者の登下校時の安全指導等を通した児童の実態について定期的な情報共有と情報把握を行う。
 - ・情報提供する場合は、当該児童や家庭の心情や関係に特段の配慮を払うとともに、学校と家庭・地域が協力して解決する方向性を確認する。
 - ・いじめが暴力や恐喝など犯罪と認められる行為に対しては、早急に警察に相談しながら、連携して解決に当たる。
 - ・要保護児童ネットワーク会議を有効に活用し、情報共有を行うとともに、市子ども課や各種相談機関などの関係機関と連携して子どもたちを取り巻く困難さの背景を早期に確認する。

(2) 早期対応

① 「危機管理マニュアル」 P 19に即した組織的対応



② 被害・加害児童への支援・指導

- ・ 加害・被害側の児童・保護者の両者ともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人の協力を得ながら、複数の教職員で継続的な支援、助言を行う。
- ・ 加害児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮しつつも、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめは絶対に許せない行為であることを認識させる。
- ・ 加害・被害側の児童共に、自尊感情を高め、適切なコミュニケーション力を育成するための具体的な指導・支援を組織的に行う。

③ 被害児童が安心できるための措置

- ・ 事実確認を丁寧に行い、受容的・共感的に話を聞き取る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を約束する。
- ・ 日常生活の状況に細心の注意を払い見守るとともに、自尊感情を高めるよう言葉かけを重ねる。
- ・ 安心感をもって学級や学年の活動、学校行事に参加できる体制をつくる。

4 重大事態への対応

〈重大事態の定義〉

- ア. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ. 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

（1）重大事態の報告

- ・ 重大事態であると判断した場合、糸島市教育委員会を通じて、市長に速やかに報告する。

（2）調査を行う組織の設置

- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 公平性・中立性を確保するため、外部専門機関からの推薦等により、特別の利害関係を有しないも（第三者）組織する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

（3）調査結果の情報提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受け

た児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果については、糸島委員会を通じて、市長に報告する。

現在は、学校や地域における児童間のいじめやトラブルに加え、インターネットやソーシャルメディア上のいじめやトラブルなど現代的な課題も生起している。今後、更に新たな課題に向き合う可能性がある。

本校では、本基本方針に則りいじめ対策に関する取組の強化を図るとともに、最新の動向にも注視し、児童が傷つき苦しむことがあれば、すぐにでも情報を共有し、教職員の総力をあげて即対応、即解決に向かう教職員体制を確立することに努める。